

# 新座市立小・中学校における 携帯電話等の取扱いに関する ガイドライン

教育長決裁：令和2年12月14日

運用：令和3年4月1日

# 新座市立小・中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン

令和2年12月14日  
新座市教育委員会

## I はじめに

### 1 ガイドライン策定の経緯

これまで学校における携帯電話の取扱いについては、平成21年1月30日文部科学省初等中等教育局長通知「学校における携帯電話の取扱い等について」を踏まえて、原則持ち込み禁止としてきました。令和2年7月31日に改めて文部科学省初等中等教育局長より「学校における携帯電話の取扱い等について」が通知され、学校における携帯電話の取扱いや情報モラル教育の充実等について、これまでの施策や方針の検証・見直しを行うなど、各地域の実情に応じて更なる取組の充実を図るよう求められるとともに、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう、教育委員会が基本的指導方針を定めて学校に対して示すよう明記されました。

新座市教育委員会ではこの通知を受け、学校の取組の基本とすべき指針を「新座市立小・中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン」として示します。

学校においてはこのガイドラインを踏まえて、児童・生徒や保護者及び地域と連携しつつ、携帯電話等の取扱いや適切な使用に関する指導の充実等について、各校の実情に応じて更なる取組の改善に努めます。

※本ガイドラインにおける「携帯電話等」とは以下のものをいいます。

- ①フィーチャーフォン(いわゆる「ガラケー」)
- ②スマートフォン
- ③子供向け携帯電話(基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの)
- ④警備会社のセキュリティサービスによる携帯端末

### 2 本市においては、学校への携帯電話の持込みは、**原則禁止** です

昨今、登下校中の児童生徒が犯罪被害に遭う事案が発生していることから、学校は、地域や関係機関等と連携し、児童生徒の安全確保に努めてきたところです。平成30年6月に起きた大阪府北部地震においては、災害の発生が児童生徒の登下校時間帯であったことから、災害発生時の緊急連絡手段や犯罪の抑止力として携帯電話等の活用が検討されました。令和元年5月には文部科学省において「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」が立ち上げられ、各方面からヒアリングを行うとともに携帯電話の取扱い等について検討され、「審議のまとめ」が公表されました。

携帯電話等のGPS機能や通信機能は防災・防犯の観点から有効な場合もありますが、同時に多くの課題があるのも事実です。本市としては、全国と比較して携帯電話の普及率は高いものの、地域の見守り体制や教育力を活かした緊急時の協力体制等を鑑み、これまで通り、学校への**携帯電話等の持込みは原則禁止**とします。概要については、次のページの通りです。

(1) 携帯電話等は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、新座市立小・中学校においては学校への携帯電話等の持込みを原則禁止とする。

(2) 個別の状況に応じてやむを得ない事情（※原則禁止の例外と認められる事情であり、下記に例を示す）があり、児童生徒の携帯電話等の持込みが必要な場合は、保護者が学校に対して「申請書」及び「同意書」を提出し、許可を求める。その際、申請書の提出により、持込みが許可されるわけではない。

#### 1 在籍する学校に関係書類を提出

- ① 携帯電話等の取扱いに関する申請書
- ② 携帯電話等の取扱いに関する同意書

Form 1: Application form for mobile phone use at school. It contains fields for student name, grade, and parent/guardian name, along with checkboxes for approval and a section for comments.

Form 2: Consent form for mobile phone use at school. It contains fields for student name, grade, and parent/guardian name, along with checkboxes for approval and a section for comments.

#### 4 持込み当日

学校と登下校及び学校での  
保管、管理について確認



#### 2 学校において申請内容の検討 (検討の結果)

- ① やむを得ない理由により、許可
  - ② 許可に該当しないと判断し、不許可
- ※②の場合、同意書は返却します。

#### 3 ①の場合、学校が許可書を作成



(3) 中学校の部活動については「教育課程外の活動」であり、学校ごとに統一することが難しいことから個別のやむを得ない事情に該当しない。

(4) 持込みを認められた児童生徒及び保護者には、学校から「許可書」が届く。持込みを認められた児童生徒及び保護者は、同意確認書のすべての内容を厳守すること。

#### ※個別の状況に応じてやむを得ない事情（例）

(例1) 区域外就学を申請しており、遠方から一人で通学している児童生徒

(例2) 人通りが少なく、助けを求めることができる民家や子供110番の家等がない通学路を一人で通学している児童生徒

※本市では、災害時や不審者等の対応時には学校から連絡が入る連絡体制を整えている。現在までの登下校の対応で課題として拳がらない事情については、「やむを得ない事情」には該当しない。

※警備会社のセキュリティサービスによる携帯端末については、防災・防犯の観点から機能が制限されていることから、申請により、原則持込みを許可する。

## II 保護者の皆様へ

### 1 本ガイドラインは、児童生徒に携帯電話の所持を推奨するものではありません

子供に携帯電話等を持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って保護者が判断することです。同時に、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いや管理、使用に伴う危険、トラブル等への対処を行うことが必要です。子供とルールを確認し、保護者の責任のもとで守らせることが、安全確保や適切な使い方を身につけさせることにつながります。

### 2 保護者の責任について

携帯電話等の学校への持込みは、原則禁止です。個別の状況に応じて、やむを得ない事情があり、学校に「申請書」及び「同意書」の提出後、学校から許可された場合は、以下のことを守ってください。

- (1) 携帯電話等を登下校中に持つ目的は、防災・防犯のためです。
- (2) 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話等を使いません。
- (3) 校内では、各学校から指定された場所において携帯電話等の電源を切り、保管について指示に従います。
- (4) 子供が、ルールに従わなかった場合は、学校が携帯電話を預かります。保護者は、学校が指定した日時に直接学校で返却を受け、一時的または長期的に所持を制限する等したうえで責任を持って指導し、学校に報告します。
- (5) 保護者は、登下校における災害及び犯罪対応以外で子供の携帯電話等への連絡はしません。
- (6) 適切な使用や管理について、ガイドラインの内容を順守します。
- (7) フィルタリングや使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫やパスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐようにします。
- (8) インターネット上のいじめやトラブル、犯罪被害等があった場合の相談窓口や関係機関を確認します。
- (9) 新たな年度に新たに申請、または継続申請する場合には、その都度、申請書および同意書を記入し、学校に提出します。
- (10) 破損や盗難、紛失、個人情報の漏洩等については保護者の責任とし、学校に一切の責任を求めません。

また、使用時間や時間帯、画像等や個人情報の投稿禁止等、携帯電話等の適切な使い方や管理、責任について指導するとともに、子供が自らを律することができるよう、各家庭で約束をしたりルールを作ったりしてください。

## Ⅲ 児童生徒の皆さんへ

### 1 携帯電話等の学校への持込みは禁止です

やむを得ない事情で、学校と保護者が許可した場合は、以下のルールを守らなければなりません。

- (1) 登下校中は、携帯電話等を必ずかばんの中に入れます。
- (2) 登校後、学校で決められた場所で携帯電話等の電源を切り、保管します。
- (3) 緊急時は学校から家庭に連絡を入れるため、学校の中では携帯電話等を使うことはありません。また、緊急時の家庭からの連絡は、学校に入ります。

### 2 学校以外でも、以下のことに注意して正しく使いましょう

#### 【自分のことについて】

- (1) 家で使う時間や時間帯等について、ルールを決めて使いましょう。
- (2) 自分や友達の写真や映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名等）を誰かに送ったり、SNSにのせたりしてはいけません。
- (3) 保護者の許可なしで、ゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしてはいけません。
- (4) SNSなど、インターネット上で知り合った人と会ってはいけません。
- (5) かくし撮りやその他犯罪につながることをしてはいけません。

#### 【友達とのことについて】

- (1) どんな時でも、だれに対しても、SNSやメールに人の悪口やうわさなど、いじめにつながることを書きこんではいけません。写真や動画なども同じです。
- (2) SNSのグループでの仲間はずれなど、いじめをしてはいけません。
- (3) SNSやメールでは、返事が遅くなることがあるので、無理に友達に返事をさせてはいけません。
- (4) 友達に伝えたい大切なことは、会って直接伝えるようにします。

#### 【その他の注意点】

- (1) 携帯電話を買ってもらうときには、なぜ必要なのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのか、使ってよいアプリは何かなどを、必ず保護者と一緒に考えます。
- (2) 必ずフィルタリングや使用制限をかけてもらいます。毎日の使い方や時間など、正しく使っているかを確認してもらいます。
- (3) 自分の情報を守るため必ずパスワードをかけ、保護者に必ず伝えます。
- (4) 学校などで、携帯電話の良いところや注意するところなどを知り、携帯電話等の正しい使い方についてしっかり勉強します。
- (5) 携帯電話等を使うことで何か困ったことがあったら、保護者や先生などの大人に必ず相談します。

## IV 教職員の皆様へ

### 1 校内での携帯電話の取扱いについて

教職員は、校内において携帯電話等の取扱いに関するルールを守らせるため、以下の点に留意します。

- (1) 学校は、児童生徒に対し、校内で携帯電話を使用させない。
- (2) 学校は、保護者が児童生徒に携帯電話を持たせる場合、校内での管理は携帯電話の電源を切り、保管について学校の指示に従うよう指導を行う。
- (3) 児童生徒が学校の示したルールに従わない場合、学校は、携帯電話を学校で預かり、保護者に直接返却したうえで、保護者から家庭での指導内容について報告を受ける。
- (4) 許可書に記載する期間については、原則、年度ごととする。継続する児童生徒は、新たな年度に再度申請させる。

### 2 学校での情報モラル教育等の推進について

情報化社会がますます進展する中、携帯電話等は児童生徒の生活に急速に普及してきました。それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ、高額課金、盗撮、自画撮り被害等の犯罪被害が起きています。これらのことから、学校は、すべての児童生徒に対し、携帯電話等の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処、さらにはよりよい人間関係づくり等についての指導を進める必要があります。

学校においては、本ガイドラインを基にし、各校の児童生徒や保護者及び地域と連携しつつ、携帯電話等の取扱いや適切な使用に関する指導の充実を図っていきます。各校の実情に応じて以下の点について更なる取組の改善に努めることで、児童生徒が携帯電話等とうまくつきあい、健やかに成長できる環境を作ります。

- (1) 学校における情報モラル教育を推進します。
- (2) 「ネット上のいじめ」等に関する取組を徹底します。
- (3) 家庭や地域とともに、連携して取り組みます。

学校への携帯電話等の持込み禁止や使用禁止を行うことだけでは、児童生徒を「ネット上のいじめ」や違法行為、有害情報から守ることはできません。情報モラル教育の充実とともに、「いじめ防止基本方針」を踏まえた「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めます。そのためには学校だけでなく、家庭や地域と連携した取組も重要です。引き続き、地域ぐるみのルール作りや啓発に努めます。